

## 令和7年度第3回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和7年(2025年)11月28日(金)午後2時30分から午後3時22分まで
- 2 開催場所 鎌倉市役所第3分庁舎 講堂
- 3 出席者 松尾市長、高橋教育長、下平教育委員、朝比奈教育委員、長尾教育委員、林教育委員
- 4 関係者 共生共創部次長兼地域共生課長、地域共生課課長補佐、教育文化財部次長3名
- 5 事務局 共生共創部企画課長  
教育文化財部次長、学びみらい課課長補佐兼担当係長
- 6 傍聴者 2名

【市長】ただいまから令和7年度第3回鎌倉市総合教育会議を始めます。本日は「鎌倉市いじめ防止対策推進条例の制定について」と「鎌倉市教育振興基本計画の策定について」を議題としたいと思います。そして、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。会議の傍聴につきましては、鎌倉市教育委員会傍聴規則を準用いたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それではまず事務局から発言をお願いします。

【事務局(企画課長)】企画課長の安富です。本日もよろしくお願いいたします。本日から資料はiPadで御覧いただけます。お手元のiPadに、次第、資料1「鎌倉市いじめ防止対策推進条例資料」、資料2「鎌倉市いじめ防止対策推進条例案」、資料3「鎌倉市いじめ防止対策リーフレット」、資料4「鎌倉市教育振興基本計画」、「鎌倉市教育委員会傍聴規則」、「鎌倉市総合教育会議運営要綱」の7点を配信しております。ご確認をお願いいたします。

続きまして、会議の運営にあたってのお願いです。御発言に当たりましては、マイクの使用にご協力いただきますように、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【市長】よろしいでしょうか。それでは次第に沿って進めます。「鎌倉市いじめ防止対策推進条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局(教育文化財部次長)】教育文化財部次長の三木です。鎌倉市いじめ防止対策推進条例の制定につきまして説明いたします。資料1では全体の概要を、資料2では条例案をお示しておりますので、適宜御参照ください。

平成 25 年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、本市においても、これまで「鎌倉市いじめ防止基本方針」の策定を行うなどの対応をしてきております。一方で、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じて来る中で、子供の学びを保障する環境が脅かされる可能性も高まっています。こうした状況の中で、今後もいじめに対して毅然とした対応を行う意思を示し、市の基本方針を着実に遂行するため、条例を制定することを予定しております。

条例の概要について、ご説明いたします。

まず、第1条の目的について、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としております。

また、第3条の基本理念として、いじめの防止等について、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこと、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならないこと、学校に加え、国、神奈川県、市、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、社会全体でいじめの問題克服を目指して行われなければならないこと、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならないことを規定しています。

また、第4条いじめの禁止等として、児童等は、いじめを行ってはならないこと、また、児童等は、いじめを受けたとき又はいじめが行われていることを知ったときは、その保護者、学校又は関係する機関及び団体にできるだけ早く相談するよう努めることを規定しています。

加えて、第5条から第7条で「市及び教育委員会」、「学校及び教職員」、「保護者」のそれぞれの責務を規定しており、いずれの規定も、いじめ防止対策推進法を踏まえたものとなっております。市及び教育委員会の責務として、「対策の策定とその推進」「対策に係る体制の整備」「条例の目的達成のための財政上の措置」「学校におけるいじめの防止等のために必要な措置」を、学校及び教職員の責務として、「いじめの未然防止・早期発見といじめを受けていると思われる際の適切かつ迅速な対処」を、保護者の責務として、「保護する児童等がいじめを行うことのないようするための必要な指導」「いじめを受けた場合の児童の保護」「市、教育委員会及び学校への協力」をそれぞれ規定しております。

また、第8条では、いじめ防止対策推進法第 12 条に規定する基本方針として「鎌倉市いじめ防止基本方針」の策定を、第9条では、同法第 13 条に規定する「学校いじめ防止基本方針」の策定をそれぞれ規定することとしております。

さらに、第 10 条から第 24 条では、現在、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会など、市に設置している組織に関する条例の関係規定を、本条例において一本化することとし、現行の2件の条例は廃止することとしております。

条例の施行期日は、市民や学校等に対して十分な周知期間を持つために令和8年4月1日としております。

条例案については、12月議会においてご審議いただくことを予定しておりますが、これと合わせて、本市のいじめ防止対策として、本年7月に鎌倉市いじめ防止対策基本方針を改定しており、この双方を踏まえ、各学校におけるいじめ防止基本方針を年度内に改定することを予定しております。また、この改訂にあたっては、各学校が自校のいじめ防止の取組を検討し、ひいては各校の基本方針を改定しやすいように、教育委員会として、いじめ防止対策のリーフレットを策定し、各学校に配布したところです。

また、具体的な対応として、生徒・保護者の相談対応や、いじめ重大事態等の対応を充実するために、当該対応に係る体制の強化も検討しております。

以上が、条例案と今後の対応に係る説明となりますが、本日は条例の制定が叶った場合に、例えば本条例の趣旨をどのように伝え広げていくのがよいか、あるいは運用していくにあたってどういったことを留意していくのがよいか、また、そもそものいじめ防止対策の方向性などについて意見をいただき、今後の運用に向けた準備をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**【市長】**それでは意見交換を始めたいと思います。条例の第5条には、「市及び教育委員会の責務として、市と教育委員会のいじめ防止等のための体制を整備し、必要な措置を講じること」と定めておりますので、本日は条例の施行を見据えて、教育委員の皆様から直接、この条例に込めた思いを御発言いただけるとありがたいです。私からお話させていただいて、それに対して何かあれば伺いたいと思います。

いじめについては、あつてはいけないということは大前提であり、何の揺るぎもないのですが、ただ、どうしても人と人がいれば、いじめに近いようなことが起きるというのも現実だと思います。いじめが起きたときにきちんと対応することによって、人としても成長していけるという機会にもなると考えると、やはり対応の仕方が大事です。この対応を、どのような体制でできるかですが、今の学校現場にあれもこれも押し付けていくような考え方でいくと、うまくいかないのではないかと懸念を持っています。今すぐに充実できるかという、そうではない部分はありますが、今後、学校現場での対応を充実させるためには、専門的な人材をきちんと配置をしていく必要があると思います。そのあたりも見据えながらこの条例を作っていくことが必要ではないかなと思っています。その辺りは、教育委員会と連携していきたいです。これは、いじめだけではなく、学校全般で起きている様々なトラブルへの対応も含めて、広く考えていく部分だと思っています。

**【長尾委員】**この条例に込めた思いについてですが、教育委員、教育委員会全て、いじめというものに対応するために、この先は、これまで以上に、子供たちに向き合っていきたいという気持ちが込められていると思っております。

条例の中で、連携という言葉がありますが、私はこれが非常に重要だと思っております。地域、学校、教育委員会、保護者、児童がきちんと連携しながら、未然防止から対策まで行っていくというところを重視していきたいと思っています。

教育委員会でも何度も発言させていただいておりますが、そのためには、信頼関係が大切だと思っております。初期から、児童が相談しやすい環境かどうか、保護者の皆様が学校に相談しやすい環境かどうか、先生方が管理職に相談しやすい環境かどうかを含め、全て、信頼関係というのが根っこにあるのではないかと考えております。これは、一朝一夕でできることではありませんので、非常に長い期間が必要です。お子さんが生まれたタイミングから、地域で育てていく子供という視点で、信頼関係を育てていきたいと思っております。非常に難しい問題かと思いますが、いじめを防止するという点だけではなく、あらゆる場面で信頼関係を育みながら学校経営ができていくとよいのではないかと思います、条例にまとめたものとして進めさせていただきます。

**【林委員】**長い間学校現場に関わる者としてお話しします。昔から、連携という点では、学校現場の中には、斜めの関係の先生や大人がいることによって、担任には話せないけれども、その人には話せる、そういう環境があったと思います。先ほど市長から、人的配置という言葉もいただきましたが、学校現場にも色々なサポートの方や見守ってくださる方が増えていて、非常にありがたく、安心しています。これから教科担任制という制度が始まります。特に小学校ではこれまで、担任が色々な教科を1人で教えるため、先生に力があっても、子供の人数が多いので、1人1人を見るのがなかなか難しいところがありました。色々な先生が教えることによって、「それぞれの先生から見た子供の様子」という情報が集められます。私は実践していたのですが、こういう形が学校現場の中に浸透していくと、子供も色々な先生に見てもらえますし、いじめ以外に、不登校の場合も、この先生のこの授業なら行こうかなとか、そういう気持ちも出てくるのではないかと思います。ぜひ、現場は、色々な人達でひとりの子供を見ていこうという心の連携を持って行ってほしいし、私も現場に行くときには話していきたいと思っております。

**【朝比奈委員】**限られた人が一緒に空間にいると、どうしても意見の相違や体力的な差異があったりして、同じようにできなかつたりするとイライラしてしまって心無い言葉をかけたりする。これは、大人の世界でもあります。私のようなお坊さんの立場では必ず通らなくてはいけない修行道場でも、そういうことがどうしても起きます。でも、教師は常に、親切に、みんなと和合することが大事だよ、和合すること、仲良くすること、親しみ合うこと、お互いのことを思い合って和合する、和合第一だぞ、というふうに強くおっしゃっていました。確かに、要領がいい人がいたり、逆に要領が悪い人がいたら、要領がいい人が手伝ってあげたり、体力的に劣る人がいたら、体力的にしっかりした人がそれを補ったりと、お互いが思い合っていくことで、うまく道場が成り立っていくのをずっとやってきました。だから、学校現場も色々な方々がいるのは当たり前だと思いますが、意見の相違があっても、お互いがその人の立場に立ってものを考える、これも大事な成長の場だと思うので、決してそういういじめという悲しい状況にまで持っていわずに、何とか力を合わせて皆で和合していく。そういうことがあれば、きっといつかは、いじめって何だっけ、というような時代になってくれるのではないかと思います。昔はあんなことがあったんだ、でも今はないよね、という時代が来ると私は信じていますので、皆がよく成長して、それを感じ取っていただければと思います。

【下平委員】私ども教育委員を含め、教育委員会では、本当に色々な形で、今まで、いじめのない学校にしよう、社会にしようということで、話し合いを繰り返してきました。今回、このように条例という形できちんと制定されることは、喜ばしいことですし、多くのご尽力があって出来上がり、本当にありがたいと思っています。

教育委員会でもお話ししましたが、この鎌倉市の学校職員用のリーフレットは、非常にわかりやすく、よくできていると思います。未然防止や、気づくということ、いじめの起こらないようなクラス作りが何より大事だと思います。そしてもちろん、気づいて早期発見し、対策する。せっかく良いリーフレットができていますので、学校で先生方が皆で読み合わせをしているということを教育委員会でも把握するようにして、先生方が、チェックリストに沿って今まで以上に、繊細に取り組んでいただけるように対応をお願いしたいと思っています。

今、いじめは、学校でのいじめに限らず、家庭、地域社会でも、批判し合うとか、○か×かとか、どちらが良いとか悪いとか、違いにこだわるという、悲しい社会になってしまっているなということをつくづく感じます。私は心理学とコミュニケーションが専門ですので、色々な企業でも話をするのですが、コミュニケーションという言葉はそもそも、コムニスというラテン語から生まれていて、共通点を大事にするという感覚です。人間は皆違う、違いがあって当然で、違いにこだわり始めると、そもそもコミュニケーションは成り立たない。違う人間同士だけれども、わかり合えるところや助け合えるところ、共感や共通認識できるところを大切にしようということがコミュニケーションです。社会が様々な変革を遂げる今、私達人間に何ができるか、何が大切かということを考えると、AI以上に豊かな、柔軟で健康な心を育むということ、それと、社会性だと思います。繋がる力ということ、学びにくくなっているのも現実です。学校だけではありませんが、学校の中でも、違う人間同士、お互いを大切にし合えるような、社会性の教育を、これからもっと大事にしていく必要があるのではないかと日々感じています。企業研修の中で私は、声を大にして伝え続けていますので、ぜひ学校でも、地域でも、そのことの重要性をこれからさらに伝えて欲しい、伝えていきたいと思っています。

【高橋教育長】市長、教育委員の皆様、本当にありがとうございます。本当に、本質的な御意見を賜ったと思っています。これまでも、教育委員と議論してきましたが、今日意見交換させていただき、やはり鎌倉市が目指す共生社会の共創というのが究極の目標としてあって、そういった社会を我々が目指すのであれば、学校もそうでなければならぬし、多様性を包摂するような場でなければならぬし、いじめはあってはならない。そういうことに対し、毅然と対応する場でなくてはならないということが、今の先生方からの御発言で確認できたと思います。

そういう中で、先生方の御意見を賜り、やはり、大事にしなければならないのは、多様性と専門性だと思います。多様性の時代だと何度も言われていますが、学校で子供たちの姿を見ると、本当に多様な子供たちがいて、色々なタイプがいます。1人1人違う、誰1人同じ子供がいないというところから出発する必要があるということを切に感じます。

ややもすると、皆それぞれだからそれで良い、ということで終わってしまっっては、共生社会というの

は訪れないと思います。やはり、人と人が生きていく上では、色々なものが擦れあったり、トラブルがあったりもするけれども、それぞれが持ち味を出し合うからこそ、次にいける、共創できる社会があるということ、市と社会が目指すのであれば、学校の中もそうでなければならぬということだと思います。やはり、対話を諦めず、そしていじめを許さず、ということが、多様性を包摂する学校、そして、社会に開かれた学校、さらには学校を通じて社会全体がそうなるようになっていく基礎になると思います。

その上でやはり大事なのが、市長から発言のあった専門性ということだと思います。下平先生からも、心理という言葉がありましたが、教育の世界だけの知見では太刀打ちできない部分がありますので、新たに司法の専門職として専門監にお越しいただきました。多様な専門性を活かしながら、長尾先生がおっしゃっていただいたように連携して、チームで、全職員が多様性を発揮しながら、取り組んでいくことをしなければならないと思います。この条例を議会でお認めいただければ、というところではありますが、条例で、体制の充実に触れているのは本当に大きいことだと思っております。私も襟を正す思いで、チームの体制強化を図っていきたいと思っています。

**【林委員】**皆様のおっしゃる通りで、現場のことを考えると、下平委員がおっしゃったように、この学校職員用のリーフレットがとてもよくできているので、これを先生方が熟知してほしいと思います。タブレットだけでなく、紙ベースでも見られるのでしょうか。視覚的に入るものが大事なので、ぜひ両方をお願いしたいです。例えば職員室を出るときに、1枚目の『「いやだな」と感じていたらもういじめ』などの2つのキーワードが貼ってあれば目に入りますが、どうしてもタブレットに入っているだけでは目に入りません。ぜひ先生方の近くに置いてあげていただきたいと思います。教室にも貼ればなおさら良いですけれども、なかなかそうはいかなければ、職員室を出るときに先生たちに見ていただけたらなということを感じました。些末なことですが、意見です。

**【市長】**それぞれ御意見ありがとうございました。それでは、鎌倉市いじめ防止対策推進条例の制定について、確認してよろしいでしょうか。

( 委員了承 )

**【市長】**ありがとうございました。確認させていただきました。

次に、「鎌倉市教育振興基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局(教育文化財部次長)】**教育文化財部次長を兼ねまして学びみらい課担当課長の小原でございます。教育振興基本計画案についてご説明します。まず、この教育振興基本計画の背景としては、本年4月に教育大綱を策定しました。この教育大綱は、1年半の時間をかけて議論を尽くしていただいたものですが、「炭火」と「学習中心の学び」というキーワードを定め、「ワクワク」や「共生社会」などの4つの柱を設定したものです。この教育大綱の最後に、それぞれの柱に基づいて具体的な政策を整理して、教育振興基本計画を策定するものとする、という記載をしておりましたので、さらに具体的な施策を整理した本計画を作成しているところです。

この後、内容を説明していきますが、現在、パブリックコメントが終了したところで、今その意見を取りまとめているところです。こちらの意見を取りまとめ次第、本計画に修正をかけた上で、12月議会にお諮りするものですので、この後、少し変わっていくものだとご認識いただければと思います。

教育委員会におきましては、社会教育委員も含めて複数回ご議論いただいていたところですので、本日は、市長も含め、皆様にこの計画に込める思い、あるいはどのように施策を具体化していくのか、どういう観点で力を入れていくのかというところの認識を合わせていければと思いますので、大所高所から、また改めて皆様から御意見を賜ればと思います。

中身について御説明します。4ページを開いていただきますと、「背景」、「目的・位置づけ」ということで、背景としては、先ほど申し上げた教育大綱を具体化していくとともに、現在、教育分野の様々な計画が、教育委員会の中で乱立している状態になっておりますので、それらを横断的にしっかりとマネジメントしていけるように、横断的な計画を策定していく必要があるため、総合計画と教育大綱にしっかりと紐づいた教育振興基本計画を策定していきたいというものです。

詳細としまして、8ページ以降に具体的な内容を記載しております。各柱の1ページ目は、基本的に教育大綱を引用したものになっております。1つ目の柱は「ワクワクして未来を創る学びを生み出す」です。9ページから内容を御説明していきたいと思います。新たな時代に対応した学びの実現ということで、スクールコラボファンドや、社会の現代的課題を捉えた学びへの対応ということを位置づけています。こちらの2つ目については、10ページに具体的に記載しており、国際理解教育やキャリア教育等を位置づけています。11ページには、デジタル技術による学びの転換として、学びのDX、校務DX等を記載しています。13ページには、学習者中心の学びへの挑戦支援として、伴走支援や授業の改善、学習者中心の学びを進めるための研究研修の充実を位置づけています。

14ページからは、「地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくる」という2つ目の柱です。16ページには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進、地域内の各機関・団体との連携・協働ということで、教育委員会や社会教育委員との議論の中でも、教育委員会の中で留まるのではなく、青少年政策や高校・大学ぐらまで、民間のフリースクール等ともしっかりと連携していくべきであるとの御意見があったことから、具体的な施策として、連携・協働を位置づけています。17ページには、生涯にわたって学ぶ機会の開発・展開、放課後のスポーツ・文化体験機会の確保、食育に向けた学校給食の着実な実施を位置づけており、特に、生涯にわたって学ぶ機会の開発・展開については、18ページ目に、多様なバックグラウンドの人材活躍、そのためのプログラムの開発・展開、そして市民にもしっかりと情報提供していく、という方向性を示しています。19ページには、歴史・文化の保存・継承・活用として、文化財の活用をしっかりと書き込ませていただきました。

20ページからは、「共生社会を共創する」という3つ目の柱です。22ページには、子供たちの学びの多様化推進として、由比ガ浜中学校や校内フリースペース、通級指導教室の整備・充実、23ページには、かまくら ULTRA プログラムや教育支援教室“ひだまり”の充実などの子供たちの学びの場をしっかりと充実させていくということで、具体的な施策を記載しました。24ページには、インクルーシブ教育の実現として、シンプルインクルーシブ教育の取組充実や体制整備とともに、先ほど御議論いただいたいじめへの対応も含め、人権を大事にする、いじめはあってはならないことをし

っかりと伝えていく、いじめが起きた際の組織的対応等を推進していくということを具体的に記載しています。25 ページには、子育て・子育ての環境整備として、学校教育としての支援以外にも、放課後の学びへの支援充実、就学援助、保護者・子供の相談支援体制、そして幼・こ・保・小の有機的な連携について記載しています。

26 ページからは、4つ目の柱「学習者中心の学びを支える環境を整備する」です。各施策をしっかりと推進していく中で、環境をどう整備していくのかという部分について、記載をしています。28 ページには、学校における働き方改革の推進として、前回の通常国会でも議論されましたが、働き方改革をしっかりと推進していくことを記載しています。また、現在、採用活動を実施している市費負担教員の任用を進めていく旨、また、学校の柱に位置づけてはいますが、学校に留まらず、生涯学習も含め、各教育機関を支えている教育委員会の体制充実として、管理型教育委員会から、伴走型教育委員会へ転換していくことを記載しています。30 ページには、学校教育環境の設備として、施設、設備、学校図書館、31 ページには、学校給食、什器・設備の充実、防犯・防災体制の充実を記載しています。32 ページには、生涯学習センター、博物館、図書館、子供の読書環境といった、生涯学習基盤の整備について記載しています。

こうした形で、かなり具体的に施策を記載しています。御覧いただいた通り、各施策には、施策の成功イメージを記載しております。これまで教育委員会で議論していただいたことを踏まえ、必ずしも教育政策というのは、数字で定量的な KPI をとっていくのが難しいというところがあります。一方で、ゴールや、どうなったら成功なのかというところがイメージできないままでは、施策の進捗や成果を測れないことから、定性的に、こういう状態になっているイメージというのを、それぞれの施策の成功イメージとして記載しています。

最後になりますが、36 ページ以降の附則について説明します。細かい点が多いので省略しますが、3番は、この教育振興基本計画は、第三期教育大綱の「炭火」や「学習者中心の学び」の位置づけと紐づいたものですので、こちらの計画期間とを重ねる旨を記載しています。

また、これまで、政策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に位置づけられている点検及び評価、教育プランとしての評価、あるいは生涯学習としての評価という形で、その評価体系も様々でバラバラになっていました。そこで、5番と6番で、本計画に基づいて、毎年、取組状況を評価するとともに、点検及び評価については、本計画の評価を通じて実施するとしており、こういった点検及び評価を、形だけ実施していくのではなく、本質的な政策評価となるよう、本計画を通じて実施していく旨を記載しています。この政策評価をどのように実施していくのかについては、引き続き教育委員会で議論させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

教育振興基本計画についての説明は以上になります。冒頭に申し上げました通り、ぜひ市長含め、教育委員の皆様から、本計画を実施していくにあたり力を入れるポイント、あるいはこれを具体化していくために、どういう支援を市や教育委員会として実施していくのか、という観点で御意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

【市長】説明ありがとうございました。それでは、意見交換を始めたいと思います。ただいま説明をいただいた内容に加えてさらに何か御発言、御提案等あればお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

【下平委員】この計画も、様々な意見を申し上げたり、御意見を伺ったりして出来上がってきたものです。本当にありがとうございます。素晴らしいものができたと思います。

今までバラバラになっていた様々な計画が、ここに一本化されたことは喜ばしいことだと思います。でも、それをした為に、非常に膨大な資料になっていると思います。前回の教育大綱は、1枚ものの、二つ折りの冊子になっています。大きな目標が表紙にあって、次に4本の柱が書いてあって、それを具体的にどうしていくかという項目があり、最後のページには、今年度の具体的実行計画が記してあります。総合教育会議では、「ここまで実践しました」という報告をしっかり受けて、私も手応えを感じていました。最終的には、年度ごとの一覧のような冊子として、常に私達もどこまで進行しているか、成し遂げられたかがチェックできるようなものが出来上がると、市民の皆さんの目にもわかりやすいかと思います。既にお考えかとは思いますが、よろしく願いいたします。

【長尾委員】下平委員の内容に少し似てしましますが、施策の成功イメージを、KPIや数字に落とさずに、こういった形で言語化されたことで、非常に皆さんにとっても、やりやすい、イメージしやすいですが、教育委員会と、現場の先生方と、この成功イメージをもっと具体的に広げていくという作業が必要なのではないかと思っています。どんな形の成功が、基本計画から得られるのか、つくれるのかの成功イメージが、ここにある言葉に限らず、どんどん膨らんでいくというのが、運用していく中で大事なのではないかなと思います。

あとは、評価というのが、仕組みとして非常に大変だったという話も聞いております。この評価が、1本になるというところは、やりやすさがあると思いますが、評価した後、点検した後、次のフィードバックとして、どうやって次の年度に繋げていくか、ということもあります。これから検討されるかと思いますが、せっかく皆さんで作上げた計画が、きちんと現場に下りて、鎌倉市の教育振興基本計画としてきちんと動きが取れるように、この先の成功イメージとか、評価した後の次の展開のフィードバックの仕方などを、ぜひ検討いただきたいと思います。

【市長】ありがとうございました。これまで教育委員さんに議論を積み重ねていただいて、大変素晴らしい計画を作られたということに、本当に感謝申し上げたいと思います。私の方から、あえて市長部局から見たポイントを申し上げますと、希望的な話にはなりますが、放課後かまくらっ子について、教育現場との連携がさらに進むことによって、子供を中心とした見方、もしくは子供を中心とした取組が進むと良いということを思い描いています。一つの視点としては、今、不登校になる前のお子さんの居場所づくりについて、現場でも色々やっていますが、放課後かまくらっ子も、子供の居場所として何かできることはないか、ということが一つの役割としてあると思っています。もう一つは、実際、放課後かまくらっ子が活動している場所が、かなり狭くなっているという、現実的な

問題もあります。放課後に、学校の図書館や実験室などの場所をフル活用させていただいて、子供たちにも新たな学ぶ機会が生まれるような連携というの、もう少し積極的に進めることができると良いと思っています。具体的なことをこの計画に落とし込むかはさておき、今後進めていく中では、ぜひ改めてその辺りの視点を持っていただければありがたいと思っています。

**【高橋教育長】**市長から発言のあった放課後かまくらっ子との連携というのは、次年度に向けてますます進めていきたいところだと思っています。子供たちは同じでも、居る場所によって、今はこどもみらい部、学校は教育文化財部となっているところを、点ではなく線で繋げていくということだと思っています。責任体制の明確化、戸締り、子供たちの見守りをどうするかというところの議論を深めれば、連携がさらに深められると確信しています。

私は、今回のこの教育振興基本計画というのは、今まで色々と点でやってきたことが、1本の太い背骨で繋がったものだと理解しています。先ほど下平先生におっしゃっていただいたのは、教育大綱は教育委員会だけで決められるものではなくて、市長も入った総合教育会議の場で決める、まさに北極星のようなビジョンであり、目指すべきものだったと思います。ただ、北極星と、向かうべき方向性だけがあっても、具体的に、骨を動かしていく筋肉のようなものがないと、我々は前に進めないわけです。その筋肉のような役割が、この教育振興基本計画という形で、一本の筋が通ったと思っています。そして、そこに様々な、子供だけではなく、広く鎌倉あるいは日本というものを考えた上で、どういったところと連携しなければならないかという視点が入ってくると、市長から御指摘いただいた放課後の視点ということだと思っています。この辺をさらに充実させると、まさに、こども真ん中社会、あるいは学習者中心の学びというのが、理念で終わるのではなくて、具体的なテーマとして実現していくと思っています。点が線になって、そして骨に筋肉がついたというような段階によいよ来たいと思います。この教育振興基本計画自体は、法律上、教育委員会で決めるというものです。そのため、教育委員会の施策を中心に書かれてしまっていますので、学校はどう変化していくか、子供たちがどう変わっていくと良いか、というところまで踏み込めて書けているものではありません。そういったところは、学校での評価、コミュニティ・スクールの様々な御意見、振り返りとも連携して、立体的に施策を把握していないと、長尾先生がおっしゃったように、表層的な評価というところで終わりがねないので、そこは責任者として、私もしっかりウォッチしていきたいと思っています。

**【林委員】**教育大綱トークとして教育長が1学期から各学校を回られていました。私も各学校に顔を出して校長先生とお話することがあるのですが、現場にはだいぶ、教育大綱トークと炭火という言葉が浸透ってきていて、先生方に認識されてきたように感じます。教育大綱概要版には、4つの柱が繋がって描かれています。本計画にある、今までそれぞれの立場の人がそれぞれにやっていた施策もここに繋がっているということが、視覚的に見えるようになりました。今、自分がやっていることはここに繋がっているんだということがわかるので、色々な方法を使って、先生方も一つひとつ見て行って欲しいと思います。この計画には、各ページの右上に小さく、これは4つの柱の「ワクワク」等が書いてあります。この内容はここに繋がるのだということがわかるので、この計画の使い方を、

現場が考えていかななくてはいけないと思います。コンパクトにまとめるのも一つですし、何かの集まりのときに一つだけ見てみようという使い方をするのも一つです。使い方を考えていただけたら良いなと思っています。

**【朝比奈委員】**改めてこれを見ましょう。最初に、炭火ってなんだろうと、皆さん不思議に感じられたかと思います。いちいち引き合いに出してしまいましたが、例えば私どもは修行道場の中で、夜休む時に、炭火に、いろりの灰をかぶせるんですね。その日1日ずっと、お湯を沸かしたり、ちょっと暖をとったりする炭火ですが、夜寝るとき危ないからです。でも、あえて消壺に取って全部消してしまわないで、灰をかぶせるので、中では起きているんです。それを何に使うかという、また朝起きたら、カンカンに燃えた火を香炉に入れて、朝、勤めるときに使います。そうやって、ずっと消えていないわけです。失敗して消してしまうときもあるけれども、それでもずっと灯し続けられる。そういうふうな、炭火のごとく誰もが学びの火を通し続けるというのは、生涯にわたり心豊かに生きられるまち鎌倉が、炭火が灯し続けるようにワクワクとした未来を創る、こういう状況がずっと続いていくというのが具体的にわかる、そういう教育大綱の資料になっていると思います。私も10年以上やっていると、色々なものに接してきて、屋根の上に屋根を重ねたようなものもあったように思いますけれども、これはわかりやすく良いです。気に入ったところを抜き出して、言葉にしても良いと思いますし、やはりわかりやすいのが良い。そして、文化財、ULTRA、図書館など、全てのことがここに集約しているというのが、鎌倉らしい計画だなと思っています。これを一つの助けにして、より一層改めていけたらよろしいかと思っています。よろしくをお願いします。

**【下平委員】**先ほど市長がおっしゃったのは、政策の柱の2つ目の重点プロジェクトの、地域の宝物を活かして連携していこう、という項目に、放課後かまくらっ子のことが入っているということだと思います。確かに長い冊子になってしまうと、そこだけが浮き出てこないもので、やはり、今、朝比奈委員がおっしゃったように、例えば、生涯学習の人たちが認識しなくてはいけない、今年・来年の目標は何か、というものが、それぞれにしっかり認識できるようになっていると、取組が推進しやすいかと思います。先ほども言いましたように、今年全体の目標の小冊子と、それぞれの担当者が何を意識するのかということが、より具体的になっていると、取組がしやすいと思います。

あとは、何をするにも予算が必要ですが、全国を回っていますと、市庁舎もちろん、学校、生涯学習施設も、もっと活用していただくためには、集うのに心地よい環境づくりというのがとても大事だと思います。予算の問題もあり厳しいのはわかりますが、やはり、学びやすい、心地よい場づくりにしっかりと力を入れると、もっと活性化するのではないのでしょうか。学校もちろんですし、生涯学習の場もです。よろしくをお願いします。

**【市長】**御意見ありがとうございました。それでは、鎌倉市教育振興基本計画の策定について、確認してよろしいでしょうか。

( 委員了承 )

【市長】ありがとうございました。確認させていただきました。

以上で予定している議題は終了となりますが、その他委員の皆さんから何かございますか。特になりですね。事務局の方から何かありますか。特になりですね。

それでは、これもちまして令和7年度第3回鎌倉市総合教育会議を閉会いたします。ご協力どうもありがとうございました。